

川越市川越まつり会館展示設備等改修業務委託

仕様書

川越市観光課

令和5年8月

1 業務委託名

川越市川越まつり会館展示設備等改修業務委託

2 趣旨

川越市川越まつり会館展示設備等改修業務委託（以下、「本件業務委託」という。）を行うことで、川越市（以下、「発注者」という。）を訪れる観光客に対し、川越まつりの魅力を提供すること及び、本市の観光の振興に寄与するため、本件業務委託を実施する。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から2類から5類に引き下げられ、人々の観光による移動が活発化しており、また、外国人に対する水際対策の大幅な緩和以降、訪日外国人旅行者数は右肩上がり増加している。

この社会情勢において、第二次川越市観光振興計画における川越まつり会館の位置づけを満たすべく、本件業務委託を行い、入館者数が増加することで、より多くの観光客に川越まつりの魅力や伝統文化を普及啓発し、また、本市の地域活性化を図るため、受注者の知見も活かした展示設備等改修業務（以下、「本件業務」という。）を行うこととするものである。

3 業務概要

(1) 実施場所

川越まつり会館（川越市元町2丁目1番地10）

施設概要は別紙1の通り

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

(3) 業務項目

ア 展示設備等改修設計業務

イ 展示設備等製作・改修業務

- ウ 解体撤去業務
- エ 展示設備等施工業務
- オ 施工管理業務
- カ その他上記業務に付随する業務

4 発注者との協定締結

受注者は、本仕様書や企画提案書等に基づき、発注者と協定を締結することとする。協定の項目は以下のとおりとする。

- (1) 企画提案書の内容
- (2) その他業務実施に当たり必要とされる項目

5 基本業務範囲

本件業務内容にかかる基本的な改修範囲は別紙2のとおりとする。

外観については、川越市川越伝統的建造物群保存地区内に川越まつり会館が設置してあることに十分留意し業務を実施すること。

ただし、以下の範囲については必ず改修を実施すること。

- (1) 外観及び入口（赤）
- (2) 展示スペース1、2（青）
- (3) 山車展示スペース（黄）
- (4) 視聴覚室（緑）

6 展示設備等設計にあたっての留意事項

- (1) 国内観光客をはじめ、増加が見込まれる外国人観光客にも川越まつりに関する歴史や知識に興味関心を持つことができ、認知度向上や誘客促進に結びつくと考えられる工夫があること。
- (2) デジタル技術など（VR、AR、デジタルサイネージ等）を活用して「川越まつり」の魅力を伝えられるものを導入すること。

- (3) 入館者が好奇心や期待感を持つことができる、魅力的な体験型の展示設備を取り入れること。
- (4) 展示の構造・デザインは、ユニバーサルデザイン、安全性に配慮されていること。
- (5) 展示内容が陳腐化しないように、時代の変化に則して容易に更新を行うことができる工夫があること。
- (6) 提案する展示設備については、日本語のほか、外国人観光客が同時に利用できるよう多言語化（英語・中国語（簡体・繁体）・韓国語など5ヶ国語以上）すること。
- (7) インバウンド対応として効果的な提案を含むこと。
- (8) 展示設備に使用する部品等については、経済性に配慮するなど、維持管理費が低廉となるような提案を検討すること。また、令和6年度1年間分の運用・保守点検に係る費用を別途提出すること。
- (9) 展示ホールでは、定期的に山車の入替を実施しているため、その作業を妨げない展示設備とすること（別紙3参照）。
- (10) 川越まつりで曳かれる実物の山車が常時2台展示しているため、山車に影響を及ぼすことがない展示設備とすること。
- (11) 日曜・祝日に山車展示スペースにて囃子の実演を行っているため、山車展示スペース内に実演場所を取り入れること（既存の場所は別紙3参照）。
- (12) エントランスを範囲とする場合は受付、物販のスペースを含めた設計とすること。

7 業務内容

受注者は川越まつり会館において、川越まつりの魅力を最大限表現させる展示及び受注者の提案内容を前提に次の業務を実現すること。

(1) 展示設備改修等設計業務

展示設備等改修設計にあたっては、市担当者の承認を受けること。また完

成品のイメージや材質等について、試作品または、サンプル等が必要な場合はこれについても発注者の承認を受けること。

ア 配置図の作成

各階展示設備等改修の配置図を作成する。

イ 展示設備等製作図面の作成

展示設備等の姿図・平面図・立面図等を製作し必要な製作図面を作成する。

ウ その他

現場施工体制、現場仮設計画、実施工程等、安全・確実な施工に必要な計画を策定する

(2) 展示設備等製作・改修業務

展示設備等製作図面にに基づき展示設備等を新規製作又は改修する。展示設備等については、発注者による動作等の確認検査を受ける。

ア 新規展示設備等の製作

新規展示設備等については、適宜試作を行い、機能性・耐久性・安全性について発注者に確認を取ったうえで製作する。

イ 既存展示設備等の改修

既存展示設備等のうち、改修を行う場合は新規製作展示設備等と同等の安全性、耐久性を担保する。

ウ 展示キャプション・映像素材等の製作、設置

展示設備等に付随する展示キャプションや、映像素材を製作し設置する。製作する映像を撮影する場合、受注者はロケーション及び取材の際に、取材対象者及び取材対象物の対象者（管理者）に対し、川越まつり会館等で公開されることを口頭で伝え、同意を得た上で撮影の許可を得るものとする。また、事前に撮影場所や取材対象者への許諾が必要な場合は、原則として受注者がその手続きと交渉を行うものとする。

映像を製作する場合、「令和4年度市制施行100周年川越まつり記録

映像」を使用することもできる。

(3) 解体撤去業務

展示設備等施工等に従い現場施工するにあたり対象区域内の設備等（資機材、廃棄物、展示設備等）について必要な解体、撤去、移設を行う。設備等の移動、搬出入についてはエレベーター、大扉が利用できる。

ア 施設、建築設備等の養生

業務の実施にあたり、汚損、塵埃の付着等が予見される建築設備等、備品等については、改修後の開館時現状復旧が可能なように養生する。また、施設床面、壁面などの汚損がないように搬入搬出経路について養生する。

イ 展示設備等の解体

廃棄対象物については、適切な分別により廃棄できるように安全に解体し撤去する。

(4) 展示設備等施工業務

6-(1)の設計に基づき施工する。受注者は施工に関して労働安全衛生法など関係法令、例規を遵守し法令等による官公庁その他の手続きを行うこと。

ア 展示設備等の設置、調整

展示設備等の搬入、組立てを行い設置する。展示設備等の設置にあたっては、耐火、耐震に配慮し、重量物については床面の補強を行うこと。

イ 展示設備等に必要なユーティリティの供給環境の整備

展示設備動作に必要な給電、排気、通信回線等を必要な整備すること。

(5) 施工監理業務

6-(1)から(4)にかかる関連工事等の調整、取合いの調整、工程管理等全体の監理業務を行う。

(6) その他上記業務に付随する業務

ア 予備品について

通常の運用において消耗、破損が予想される部材については予備品リストを作成すること。特に製作、加工などを要する特殊な部材については、あらかじめ予備品（1個）を製作して納品すること。

イ ランニング試験の実施及び説明

展示設備等については検収実施前にランニング試験を実施し、操作性耐久性等を確認する。また改修オープン後職員が支障なく運営できるよう、職員に対し、製作物の取り扱い方法について説明すること。

ウ 初期故障への対応

改修オープン後 1 か月については初期不良等の故障に速やかに対応できる体制をとること。

エ 打ち合わせの実施

展示設備等を設計するためなど対面で発注者と打ち合わせが必要な場合は、川越まつり会館にて行うものとし、打ち合わせに必要な交通費、資料、サンプルなどは受注者の負担にて用意すること。

8 業務条件等

(1) 現場作業について

ア 作業場所

本件業務にかかる全ての作業は原則として川越まつり会館施設及び敷地内において実施する。

イ 作業日について

作業日は月曜から金曜日までを基本とする。

また、必要があれば本件業務のための休館期間を4週間程度とする。

休館する場合は必要な日数について発注者と協議すること。

ウ 作業時間について

作業時間は午前9時から午後5時30分までを基本とする。

ただし、必要があれば夜間作業、時間外作業を発注者に確認の上、実施

してもよい。

(2) その他

現場作業に必要な電気や水等の光熱水費については、発注者の負担とする。

また、業務関係者のトイレの使用については施設内のトイレを利用できるものとする。

9 一般事項

(1) 提出書類等

次の事項についてあらかじめ発注者と打ち合わせ、契約締結後速やかに必要書類を提出する。

ア 委託業務実施計画（委託1）

イ 業務実施体制図、緊急連絡系統、事故発生時の報告書

ウ 監督員通知書（委託3）

エ 業務従事者名簿（委託4）

オ 管理技術者等通知書（委託5）

カ 展示設備等改修設計書

(2) 基本的事項

受注者は、次に掲げる基本的事項に基づき業務を行うこととする。

ア 受注者は、労務法規その他関係法令に基づき業務従事者に対して雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。

イ 受注者は、業務従事者に対して、個人情報の保護に関する意識の向上、その他業務の遂行にあたり必要な教育及び研修を実施するものとする。

ウ 上記（1）及び（2）に記載された事項は、やむを得ず再委託する場合の再委託先業務従事者についても適用する。

(3) 現場工事

ア 工事従事者

監督員は常に現場の責任体制を明確にさせておくとともに、工事中は監督員または管理技術者が現場に立ち会うものとする。また、工事に従事する要員は、十分な経験と技能を有するものとし、従事者であることが分かるものを着用すること。

イ 工程打合せ

工事を実施する場合は、定期的に工程打ち合わせを行うこと。打ち合わせ議事録は要約して、速やかに提出すること。また、進捗については適宜報告すること。

ウ 関係法令等の遵守

労働基準法、労働安全衛生法、建設業法、消防法など関係法令・例規等を遵守すること。

エ 損傷補償等

工事はすべて受注者の責任施工とし損傷補償は次による。

- ① 工事施工にあたり既存建物及び、器物その他に損傷をあたえたり、当該施設敷地外の土地を踏み荒らしたり道路に損傷を与えるなど第三者に与えた損傷に対する補償は受注者の負担とする。
- ② 機器材料の運搬、その他施工にあたり、既存建物及び設備、器物、その他に損傷又は汚損を与えないようシート等による養生を行うなど十分注意すること。万一建物、器物、その他に損傷、又は汚損を与えた場合は発注者の指示に従い、受注者の負担と責任において無償で速やかに原型に修復する。
- ③ 工事において、既存建物のはつり、孔あけなどを行う場合は、事前に打ち合わせを行い、防災上、構造上問題なく施工するとともに、発注者の業務に支障のないよう実施して体裁よく修復する。
- ④ 撤去材の処理

業務実施に伴い発生した撤去材等は、受注者の責任と負担において積み込み、運搬から最終処分まで、関係法令等に従い適正に処理する。
なお適正に処理したことを証する書類（マニフェスト）を提出する。

(4) 工事終了後の処理

受注者は、業務終了後、次の処理を行う。

ア 工事用設備、器具などは、工事終了時と同時に速やかに現場から搬出してその現場をもとの状態に復旧し、十分な清掃を行う。

(5) 検査及び引渡し

本件業務完了後下記の書類を提出する。

- ア 委託業務実施報告書（委託6）
- イ 完成図完成図書（竣工図、施工図、製作図面など）
- ウ 納入機器仕様書
- エ 展示設備等製作図、取扱説明書
- オ 工事写真（施工前、施工途中、施工後）
- カ マニフェスト（撤去材があれば）
- キ 成果物引渡書（委託10）
- ク 上記書類のPDFデータ
- ケ その他、製作物のデータ

(6) 検査完了後の手続き

ア 発注者は、前項の委託業務実施報告書等を受理したときは、受理した日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知する。

イ 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、修補を命じられたときは、発注者の指定した期限内に遅滞なく当該修補を行い、再検査を受けなければならない。

(7) 保証期間・契約不適合

業務完了後1年間は保証期間として、無償で対応すること。また、契約

内容に適合しない場合は、受注者の負担と責任において速やかに対応すること。

(8) 展示設備等に関する説明会

受注者は設計した展示設備等について川越まつり会館に關係する団体に説明すること。また、説明の際に必要な書類、交通費、その他説明会に必要なものについては受注者の負担とする。

(9) 注意事項

ア 作業方法等

工事の実施にあたっては、発注者に事前に調整を行うこと。

- ① 工事車両の進入及び工事に際し、利用者等の安全について十分に注意すること。また、機材の搬出入については発注者と協議・調整を行うこと。この際、警備員及び交通誘導員が必要な場合はその費用は受注者が負担する。
- ② 作業開始、終了時については必ず発注者へ報告すること。
- ③ 施工時は、既存施設、設置物等の作業範囲ごとに適切な養生を行い、汚れや損傷が無いよう注意する。
- ④ 施工終了時は、原状復帰を基本とし、片付け清掃を行うこと。
- ⑤ 業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、受注者の責任と負担において積み込み、運搬、最終処分までを関係法令等に従い適正に処理する。なお適正に処理したことを証する書類（マニフェスト）を提出する。

イ 安全対策

- ① 作業にあたり、当該建物、設備はもとより第三者に危害、損害または妨害を与えないよう十分留意すること。
- ② 工事期間中に搬入した資材等は安全な場所に整理した状態で仮置きすること。なお、搬入搬出方法、保管場所については、発注者及び、関係者と協議して決定すること。

- ③ 受注者は、定められた区域以外には無断で立ち入らず業務に関して立ち入る必要がある場合は発注者に連絡し、その指示のもとで行動すること。
- ④ 館内、敷地内は禁煙とする。
- ⑤ 所定時間外に作業を行う場合は、発注者に事前に連絡し、許可を受けたいうえで行うこと。
- ⑥ 作業等の際には、原則として火気は使用しない。やむを得ず使用する場合はあらかじめ発注者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意するとともに、作業後の火気点検は徹底すること。
- ⑦ 作業者は、作業に適した服装で作業すること。
- ⑧ 工事に関して、第三者から問い合わせや苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応するとともに発注者に報告すること。
- ⑨ 川越まつり会館開館中に作業を実施する場合は、利用者の妨げとならないよう十分留意すること。

ウ 川越市契約関係例規等の遵守

受注者は川越市標準委託契約約款、契約関係例規等の関係諸法令等を遵守すること。

エ 記載のない事項

仕様書等に記載のない事項については、発注者に確認するとともに、その指示を受け承認を得たいうえで実施すること。

オ 軽微な変更

業務実施にあたって、軽微な事項については、業務達成に支障なく、また、他の工作物に支障を生じない限り、発注者の指示、または確認を得た後に行うことができるものとする。この場合契約金額の変更はしない。

10 支払い

完了払いとする。受注者は、検査に合格したときは、委託料の支払いを

請求することができ、発注者は、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

11 契約保証金

契約保証金は免除する。

12 再委託

本件業務の再委託は原則として認めない。ただし、やむを得ず業務の一部を委託しようとするときは、予め下記の事項を書面に記載したうえ発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託する業務の内容
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託先の事業者名
- (4) 再委託先に対する管理・監督方法
- (5) 再委託先の業務従事者名
- (6) その他発注者が必要と認める事項

13 契約事項の再協議等

発注者及び受注者は、必要があると認めるときは、本仕様書及び本仕様書に基づき作成される協定書の変更内容を相手方に通知し、双方協議のうえ当該文書に記載された事項を変更することができる。

なお、当該事項を変更した場合において、発注者は、必要があると認められるときは本契約に係る委託期間若しくは委託料を変更し、本件業務に係る変更契約を締結しなければならない。

また、仕様の変更に係る協議が相当の期間を経ても合意に至らない場合、発注者及び受注者は、相手方に通知することにより、本仕様書に定める契約の解除を相手方に求めることができる。

14 著作権について

- (1) 受注者は、納品した成果物について、発注者が広報や、広告活動を行う際、自由に使用できるよう著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権の権利を行使しないこと。
- (2) 成果物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作者の権利のうち受注者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に発注者に譲渡するものとする。本件業務によって作成された成果物にかかる内容すべては発注者に使用権が帰属する。
- (3) 受注者は、受注者が発注者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受注者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。
- (5) 発注者は、前項までの著作権上の権利を第三者に譲渡しない。

15 個人情報の保護

発注者及び受注者は、この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

16 不可抗力

受注者は、本件業務の履行に関し、自己の責めに帰すべき事由により生じた毀損その他の損害はすべて受注者の負担とし、その賠償の責を負うものとする。ただし、発注者の故意若しくは天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疫病、その他の不可抗力、法令の制定・改廃・公権力に

よる命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他受注者の責に帰することができない事由は、この限りではない。

17 信義則

発注者及び受注者は、本件業務の内容に関して疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項に関しては、信義誠実の原則に従い、発注者、受注者対等な立場で協議し、対応を決定するものとする。

別紙 1 施設概要

川越まつり会館 施設の概要

1. 設置の目的

川越まつりは、江戸型の山車と山車に添乗するお囃子で構成され、370年以上の伝統を誇る本市最大の祭礼行事であり、「川越氷川祭の山車行事」として、平成17年に国指定重要無形民俗文化財に指定され、平成28年にはユネスコ無形文化遺産に登録されている。

川越まつり会館は、川越まつりを年間通して体感できる施設であり、川越まつりに関する知識及び教養の向上を図るとともに、観光の振興に寄与するため建設したものである。

2. 所在地

埼玉県川越市元町2丁目1番地10

3. 立地環境

土地全体が重要伝統的建造物群保存地区内にあり、東側にある会館入口部は一番街、北側にある駐車場入口部は高澤通りにそれぞれ接している。

また、東に川越城本丸御殿、西に菓子屋横丁、南に時の鐘、北に川越氷川神社が立地し、札の辻交差点も至近距離にあり、北部市街地（主要観光エリア）の結節点と言える場所に位置していることから、観光客が他の観光スポットへ移動する際の通過点にもなっている。

4. 開館

平成15年9月28日

5. 施設規模

敷地面積 2,885.86 m²

建物面積（延床面積）

| | |
|----------|----------------------------------|
| ①展示棟・管理棟 | 鉄筋コンクリート造3階建 |
| | 1階面積 949.93 m ² |
| | 2階面積 584.03 m ² |
| | 3階面積 80.57 m ² |
| | 延床面積 1,614.53 m ² （イ） |

| | |
|--------|---------------------------|
| ②山車保管庫 | 鉄筋コンクリート造1階建 |
| | 171.36 m ² （ロ） |

| | |
|-------|--------------------------|
| ③屋外便所 | 型枠コンクリートブロック造1階建 |
| | 50.35 m ² （ハ） |

（イ） + （ロ） + （ハ） = 1,836.24 m²

6. 各階の最大負荷容量

1階 36.0KVA

2階 28.0KVA
展示棟 55.0KVA

7. 主な施設

| | | | |
|----------|-----------------------|---|-----|
| 山車展示スペース | 464.48 m ² | } | 展示棟 |
| 展示スペース 1 | 186.76 m ² | | |
| 展示スペース 2 | 222.06 m ² | | |
| 視聴覚室 | 91.91 m ² | | 2階 |
| エントランス | 81.00 m ² | | 1階 |

8. 施設の特徴

- (1)川越まつりの雰囲気をいつでも体験できるよう、常時 2 台の山車やまつり関係資料を展示するとともに、臨場感あふれる映像で川越まつりを紹介している。
- (2)環境および障害者、高齢者等に配慮した施設である。(太陽光発電(30kW)・雨水利用(50t・中水としてトイレ、散水用井戸に利用)・バリアフリー)
- (3)日曜、祝日に山車展示スペースにてお囃子の実演を実施している。

9. 主な展示設備

- (1)まつりに向かう路地…川越まつりの準備様子を川越唐棧の染め抜きで紹介している。
- (2)まつりへの思い…川越まつりに携わる人々のさまざまな思いをパネルで紹介している。
- (3)会所…川越まつりの会所を再現し、そこで繰り広げられる会話を 4 パターン紹介している。
- (4)山車展示スペース…大型スクリーン(6m×4m)では市制施行 90 周年川越まつりの映像を約 7 分間上映している。また、川越まつりで実際に曳かれる山車を常時 2 台展示している。
- (5)まつりに参加する…天狐、ひよっとこの人形のお面をのぞき込むと、舞手の視点から見た川越まつりの情景が広がり、山車に乗り込んだ気分が味わうことができる。
- (6)展示スペース…川越まつりやお囃子の歴史を説明し、関係資料を展示している。また、各流派のお囃子の聞き比べを行うことができる。
- (7)2階通路…昭和 57 年からのポスターを掲示している。また、前年度行われた写真コンクールの入選作品も展示している。
- (8)視聴覚室…令和 4 年度に行われた市制施行 100 周年川越まつり記録映像を放映している。

10. 入館者数

過去 10 年間における入館者数の推移は以下のとおりである。

| 年度 | 入館者数(人) (無料含む) | 外国人(人) |
|----------|-------------------|--------|
| 平成 25 年度 | 102,061 | 2,366 |
| 平成 26 年度 | 101,976 | 3,521 |
| 平成 27 年度 | 99,520 | 5,210 |
| 平成 28 年度 | 117,159 | 7,585 |
| 平成 29 年度 | 96,570 | 5,273 |
| 平成 30 年度 | 97,565 | 5,329 |
| 令和元年度 | 84,245 | 4,402 |
| 令和 2 年度 | 16,378 | 325 |
| 令和 3 年度 | 31,803 | 488 |
| 令和 4 年度 | 59,066 | 2,259 |

11.外国人入館者数 内訳

国別入館者数(令和4年度)

| 順位 | 国名 | 人数 |
|----|------|-----|
| 1 | アメリカ | 419 |
| 2 | 台湾 | 336 |
| 3 | 香港 | 123 |
| 4 | 中国 | 121 |
| 5 | ドイツ | 89 |

国別入館者数(令和3年度)

| 順位 | 国名 | 人数 |
|----|----------|-----|
| 1 | アメリカ | 147 |
| 2 | 中国(香港含む) | 69 |
| 3 | フィリピン | 42 |
| 4 | 韓国 | 21 |
| 4 | ベトナム | 21 |

国別入館者数(令和2年度)

| 順位 | 国名 | 人数 |
|----|----------|----|
| 1 | アメリカ | 91 |
| 2 | 中国(香港含む) | 48 |
| 3 | ベトナム | 33 |
| 4 | インドネシア | 19 |
| 4 | フィリピン | 19 |

国別入館者数(令和元年度)

| 順位 | 国名 | 人数 |
|----|----------|-----|
| 1 | 台湾 | 923 |
| 2 | 中国(香港含む) | 921 |
| 3 | アメリカ | 486 |
| 4 | 韓国 | 341 |
| 5 | タイ | 236 |

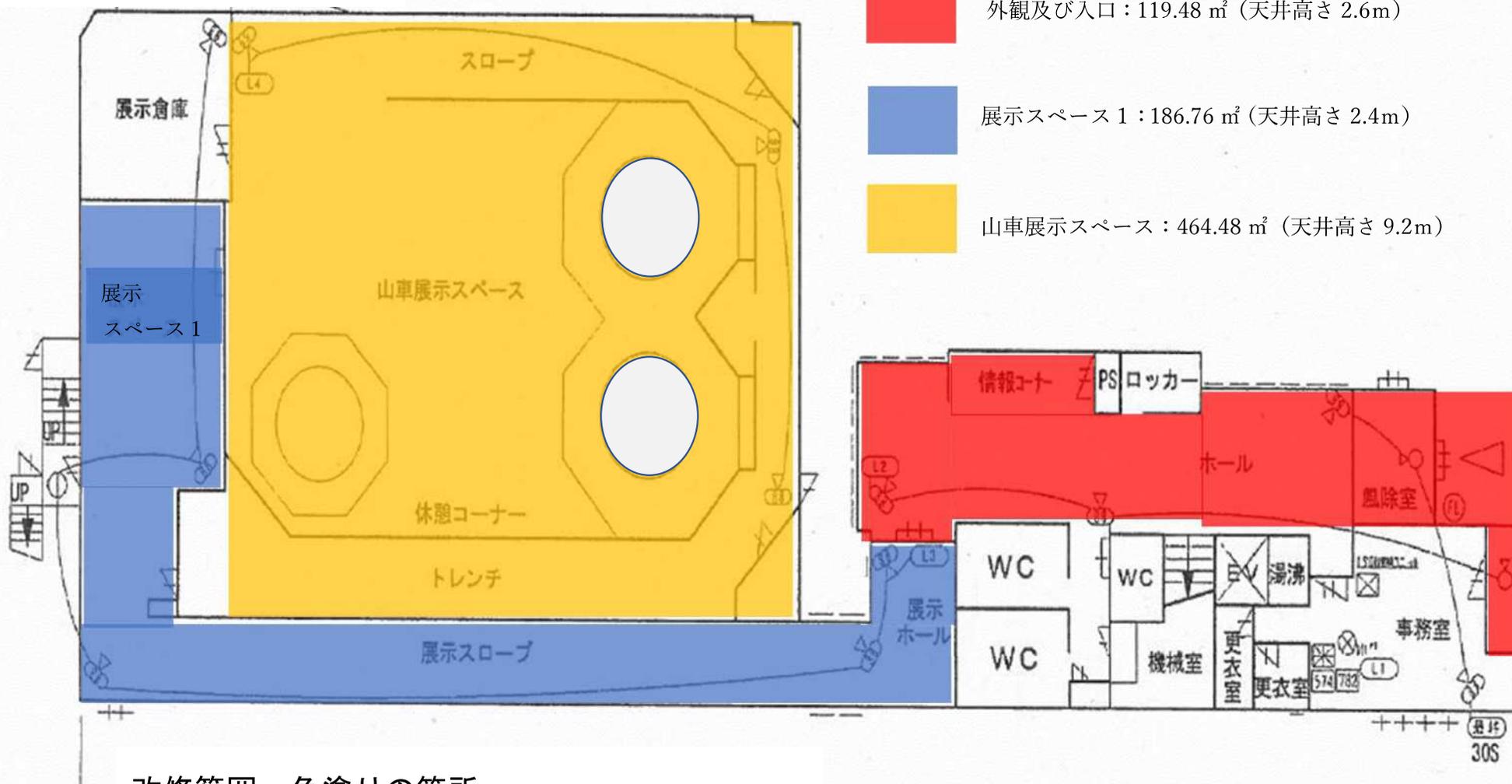
参考(平成30年度)

| 順位 | 国名 | 人数 |
|----|----------|-------|
| 1 | 中国(香港含む) | 1,137 |
| 2 | 台湾 | 747 |
| 3 | アメリカ | 639 |
| 4 | 韓国 | 497 |
| 5 | タイ | 352 |

12.その他

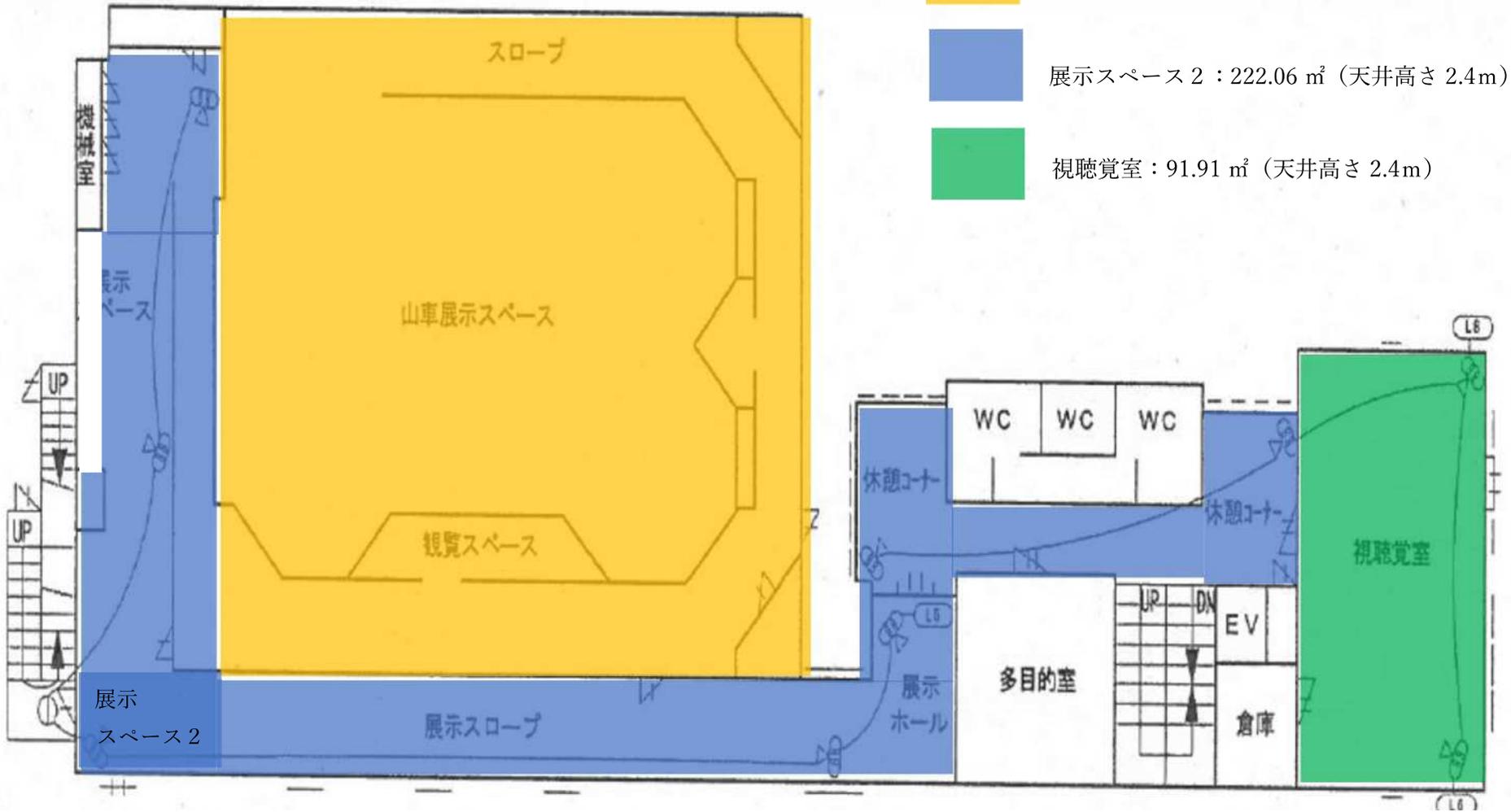
川越一番街商店街に接していることから、ファサードを変更したり、看板を設置・掲出する等の行為を新たに行う際には、当商店街が主催する「町並み委員会」に付議し、町並みの景観に適合しているか等を事前審査する必要がある。

別紙2 1階フロア



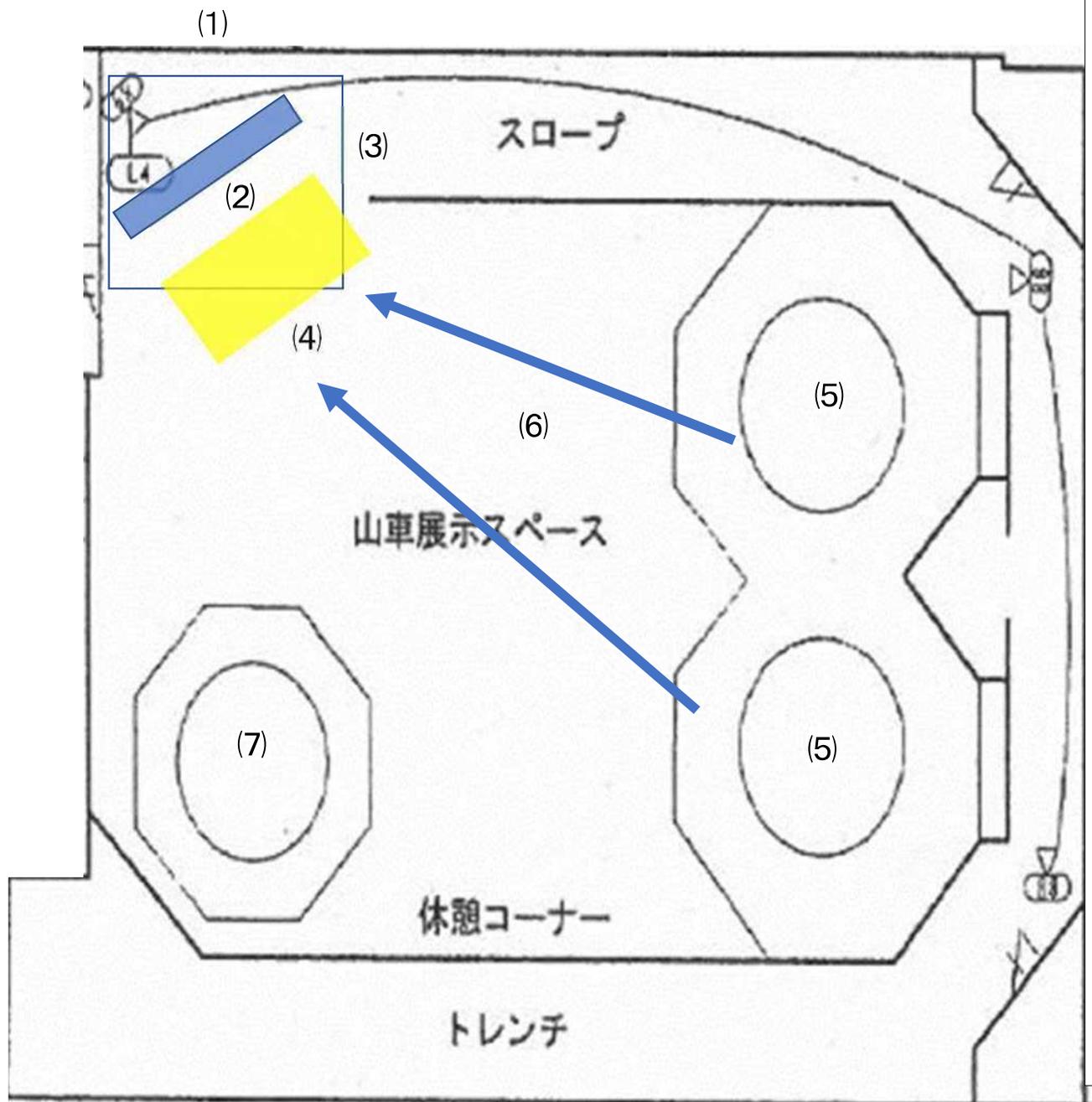
改修範囲：色塗りの箇所

別紙2 2階フロア



改修範囲：色塗りの箇所

別紙3 山車展示スペース 詳細



山車展示スペース

面積：464.48㎡

川越まつりで実際に曳かれる山車を常時2台展示している。大型スクリーンでは7分間の川越まつりの映像を放映。日曜・祝日には囃子の実演を2回行っている。

GLから1.3mほど地下に作られている。

(1)大扉

展示している山車を搬入、搬出するために使用。

高さ：約6.2m 幅：約5.4m

(2)大型スクリーン

川越まつりの映像を上映。天井に格納可能

高さ：約6m 幅：約4m

(3)昇降リフト

展示している山車を搬出入する際に使用。上下に昇降する。ターンテーブルを設置。

(4)囃子実演舞台

囃子の実演に使用。移動可能。

(5)展示山車 2台

川越まつりで曳かれている山車2台を常設している。

(6)山車搬入経路

山車を搬出入する経路のため、経路上には移動できるもののみ設置している。

(7)未完成の山車

未完成の山車が1台設置している。